

# 南相馬市都市計画マスタープラン

## 【部門別構想案】

※写真等は、記載内容を補足するイメージ図であり、より分かりやすい資料の追加や新しいものに変更する場合があります。

# = 目 次 =

<b>第2章 部門別構想</b> .....	1
1. 土地利用の方針 .....	3
(1) 主要用途の配置方針 .....	3
①商業地 .....	3
②工業地 .....	5
③住宅地 .....	6
(2) 市街地の土地利用の方針 .....	9
①用途転換、用途純化または用途の複合化に関する方針 .....	9
②都市内の緑地または都市の風致の維持に関する方針 .....	9
(3) 市街地以外の土地利用の方針 .....	10
①優良な農地との健全な調和に関する方針 .....	10
②自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針 .....	10
③計画的な土地利用の実現に関する方針 .....	10
2. 都市施設整備の方針 .....	11
(1) 交通施設整備の方針 .....	11
①道路 .....	11
②公共交通施設 .....	14
(2) 下水道・河川整備の方針 .....	17
(3) その他の都市施設整備の方針 .....	20
3. 都市環境形成の方針 .....	22
(1) 公園緑地の保全・整備の方針 .....	22
①環境保全系統 .....	22
②レクリエーション系統 .....	23
(2) 都市景観の保全・形成の方針 .....	24
①市街地景観 .....	24
②自然・歴史・文化景観 .....	25
4. 生活関連施設の方針 .....	27
5. 都市防災の方針 .....	29
①災害の防止に関する方針 .....	29
②都市防災の方針 .....	30

# 第2章 部門別構想

部門別構想は、全体構想で定めた都市づくりの理念である『住みなれたまちや産業を復興し、安全・安心で持続可能な都市づくり』の将来都市像の実現に向けて展開・実施していくための方針を明らかにするものです。

このため、全体構想に掲げる都市づくりの基本方針に即するとともに、本計画の目標年次である平成 47 年度までの都市づくりに向けて、都市を構成する以下の部門に分類し、各部門について基本的な方針を示します。

## □ 将来都市像

**= みんなでつくる かがやきとやすらぎのまち 南相馬 =**

### 【部門別構想】

#### 1. 土地利用の方針

- (1) 主要な用途の配置方針
- (2) 市街地の土地利用の方針
- (3) 市街地以外の土地利用の方針

#### 2. 都市施設の整備の方針

- (1) 交通施設整備の方針
- (2) 下水道・河川整備の方針
- (3) その他の都市施設整備の方針

#### 3. 都市環境形成の方針

- (1) 公園緑地の保全・整備の方針
- (2) 都市景観の保全・形成の方針

#### 4. 生活関連施設の方針

#### 5. 都市防災の方針

- (1) 災害の防止に関する方針
- (2) 都市防災の方針

部門別の個々の施策は、都市づくりの方向性（＝課題）の実現に向けた施策であり、個々の計画には複数の方向性が対応するものも考えられます。

このため、都市づくりの方向性と、部門別の施策をまとめ、課題との対応状況を整理した結果、都市づくりの方向性で掲げたすべての課題を網羅しています。

**【都市づくりの方向性と部門別施策の対応状況】**

		部門別構想				
		土地利用の方針	都市施設の整備の方針	都市環境形成の方針	生活関連施設の方針	都市防災の方針
<b>都市づくりの方向性</b>	産業基盤の再構築に向けた都市づくりを目指します	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業基盤の再構築</li> <li>新たな産業基盤の整備</li> <li>都市計画区域や用途地域等の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地利用を支援する効果的な都市計画道路等の整備</li> </ul>	—	—	—
	観光資源を活かした都市づくりを目指します	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光・交流人口の拡大に向けた観光ルートの形成</li> <li>都市間ネットワークの充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史文化を活かしたシンボルロードの整備</li> </ul>	—	—
	災害に強い都市づくりを目指します	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難路の整備</li> <li>老朽化したインフラの計画的な更新</li> <li>市街地及び市街地周辺の浸水対策</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>老朽化したインフラの計画的な更新</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>沿岸部の重要インフラの早期復旧</li> <li>多重防備対策の推進</li> <li>避難路の整備</li> </ul>
	魅力と賑わいあふれるコンパクトな都市づくりを目指します	<ul style="list-style-type: none"> <li>街なかへの都市機能誘導</li> <li>街なか活性化対策</li> <li>街なか拠点施設整備</li> <li>地域コミュニティの再生</li> <li>市民協働まちづくりの推進</li> <li>人口減少に伴う空き家対策の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>街なかと周辺部との交通手段の充実</li> <li>都市計画道路の計画的な整備</li> <li>バリアフリー化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域コミュニティの再生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>バリアフリー化</li> <li>地域コミュニティの再生</li> <li>市民協働まちづくりの推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域コミュニティの再生</li> <li>市民協働まちづくりの推進</li> </ul>
	脱原発、低炭素社会を推進する都市づくりを目指します	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生可能エネルギー導入に向けた効果的なインフラ整備と土地利用の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑地保全や都市緑化の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑地保全や都市緑化の推進</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑地保全や都市緑化の推進</li> </ul>

# 1. 土地利用の方針

## (1) 主要な用途の配置方針

既往の土地利用や復興計画等に基づく新たな市街地を基調としながら、目標とする都市構造の実現に向けて、商業地、工業地及び住宅地の主要な用途の配置方針を次のように定めます。

特に、JR常磐線原ノ町駅、鹿島駅、小高駅周辺を中心とした現行の用途地域を基本に計画的な土地利用を位置付け、都市的土地利用と自然的土地利用が調和した合理的かつ計画的な土地利用の誘導を図っていきます。

なお、小高区については、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い小高区全域に指定されていた「避難指示区域」が平成28年7月におおむね解除されました。事故後、ふるさとを離れて5年が経過し、学校や店舗など閉鎖したままの施設がある中、既に帰還した住民や、今後帰還を検討している住民に向け、暮らしを支える生活基盤の整備とともに、計画的な土地利用について、本計画と並行して検討が行われているため、当計画と整合を図りながら検討することとします。

### ① 商業地

本市の商業を取り巻く環境は、後継者不足等もあり、厳しい現状にあります。また、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い市民の多くが市外に避難しており、加えて商圈である双葉郡町村においても住民が避難していることから、働き手不足により経営が困難な状況となっており、商店、従業員の減少によって、空き店舗の増加など市の中心部の商業分野に係る空洞化現象が顕著になっています。

本市のみならず相双地域の中心的な機能を担う広域拠点として原町区の中心市街地、小高区や鹿島区等の商業地の地域拠点として、小高駅前及び鹿島駅前等市街地等を位置付け、既存の商業等の各種都市機能の集積を活かしながら、「行ってみたい」と思える機能の集積を図り、地域の独自性を活かした魅力ある商業地の形成を図ります。

既存の各種施設や都市機能の集積を基本としながら、原町区、鹿島区、小高区の中心となる商業地と幹線道路沿道型商業地を次のように配置し、その整備を進めます。

### 1) 広域拠点

#### ○配置方針

- 相双地域の中心的な機能を担う広域拠点として、市民の需要に対応した業種等の振興を図り、賑わいと活気に溢れる商業地を形成します。
- 相馬野馬追などの地域固有の歴史、伝統、文化などを活かした交流活動を促進するとともに、積極的な情報発信を行いながら、多くの人が集う場の形成を図ります。



○広域拠点：原ノ町駅通り周辺

## 2) 地域拠点

### ○配置方針

- 鹿島駅前及び小高駅前等市街地等を位置付け、既存の商業等の各種都市機能の集積を活かしながら、「行ってみたい」と思える機能の集積を図り、地域の独自性を活かした魅力ある商業地の形成、復興を牽引する拠点の形成を推進します。

○地域拠点：鹿島駅前等市街地、小高駅前等市街地

## 3) 幹線道路沿道商業地

### ○配置方針

- 広域拠点や地域拠点との連携を図りながら、沿道サービス型の量販店や飲食店等の幹線道路沿道商業地の形成を図ります
- 相馬野馬追をはじめとする歴史・文化資源を活かした観光情報の発信を図ります。また、常磐自動車道南相馬鹿島サービスエリア利活用拠点施設（セデッテかしま）において、本市はもとより相双地方の物産、観光及び伝統文化など多様な地域情報発信を行い、地域産業の振興、地域活性化及び交流機会の創出を図ります。

○幹線道路沿道商業地：国道 6 号沿道、主要地方道原町川俣線沿道、南相馬鹿島サービスエリア利活用拠点施設（セデッテかしま）等



●南相馬鹿島サービスエリア利活用拠点施設  
（セデッテかしま）

## ② 工業地

工業地は、都市経済の維持・発展に重要な役割を担うとともに、生活の基盤となる就業の場として定住を支え、活力を創出する地域ですが、震災の影響などもあり工場の閉鎖など産業の停滞がみられましたが、復旧・復興に関連する国等の企業支援策もあり新規の工業立地が図られるようになってきています。

既存の産業集積や震災復興による計画的な土地利用の再配置を念頭に、産業活動の核を担う工業拠点の整備、物流の場や再生可能エネルギーの場となる他の産業拠点の整備を進めます。

### 1) 工業拠点

#### ○配置方針

- 各区の市街地や一般国道6号沿道等における既存工業や住工混在の土地利用については、住宅地等への環境へ配慮しつつ、適正な工業施設の利用を図ります。
- 既に工業の集積がある原町区の一般国道6号以東の下渋佐南新田線沿道を中心とした工業系施設が集積した地区、下太田工業団地等、さらに小高区の小高中央工業団地等については、周囲の山林や農地等へ適切な配慮を図りつつ、これまでの工業生産基盤を活用します。
- 福島イノベーション・コースト構想の一翼を担うロボット産業等の拠点として、原町区の復興工業団地の整備を推進し、福島ロボットテストフィールドに関連する多様な企業の誘致促進に努め、次世代に向けた活力ある工業地の形成を推進します。
- 沿岸部には立地条件を活かした火力発電所が立地しており、電源拠点として機能強化に取り組みます。

#### ○工業拠点

##### 工業系用途地域

- ・福岡工業団地、市街地内工業団地 等

##### 一定の集積を有する工業団地

- ・下太田工業団地、鹿島工業団地、小高中央工業団地 等

##### 新たな計画地

- ・復興工業団地 等

## 2) 産業拠点

### ○配置方針

- 福島ロボットテストフィールドの整備等に伴い策定した「南相馬ロボット振興ビジョン」の実現に向けて、沿岸部の被災地域等に広範なロボット実証重点区域を設定し、ロボットに対する社会受容性を検証できる地域とします。
- 津波の被害を受けた沿岸部については、居住地としての活用が困難となったことから、周辺農地や未利用地等を活用し、エネルギー関連産業用地等として展開します。
- 常磐自動車道南相馬ICを核とし、広域交通の利便性を活かした流通業務地等を検討します。



●ドローン長距離荷物配送実証試験の様子

○産業拠点：ロボット実証重点区域、エネルギー産業用地、流通業務地 等

## ③ 住宅地

住宅地は、市民が日常生活を営む場であり、道路や公園等の都市基盤施設等の生活利便施設の充実による適正な居住環境を確保することが必要です。

本市では、現在の各種施設や都市機能の集積を基本としながら、目標として掲げる将来都市構造の実現に向けて、日常生活を支える住宅地を配置し、その整備を進めます。

### 1) 中心住宅地

#### ○配置方針

- 公共公益施設等との連携により利便性が高く賑わいのある都市型住宅地として、災害公営住宅の整備などによる歩いて暮らせる効率的な土地利用を図り、街なか居住を推進します。
- 住宅密集地においては、老朽住宅の耐震化を促進するとともに、道路等の都市基盤施設の整備改善を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

○中心住宅地：広域拠点、地域拠点の範囲



## 2) 一般住宅地

### ○配置方針

- 市街地開発事業等の面的な事業手法により計画的に整備された住宅地は、良好な居住環境を備えた質の高い低中層住宅地として維持を図ります。
- 鹿島区、小高区役所周辺等の商業・工業系の土地利用と混在する住宅地は、歴史、伝統、文化などを活かし、にぎわいのある住宅地の形成を図ります。
- 周辺部の住宅地は、身近な区画道路や公園等の都市基盤の整備、充実とともに、街なかの老朽住宅や低・未利用地の整備などの建物の建替えに合わせた居住環境の改善などを促進します。
- 原ノ町駅東地区等の工業系の土地利用と隣接する住宅地は、今後とも複合地区として居住環境の配慮に努めます。
- 建物が密集し、狭い道路の改善がなされていないなど、道路等の都市基盤施設の整備が遅れている地区については、地域の街並みとの調和を保ちつつ、都市基盤施設の整備を推進し、安全・安心で快適な居住環境の形成に努めます。

○一般住宅地：中心住宅地以外の住宅地（住居系用途地域内）



1

2

## □土地利用の方針 位置図

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

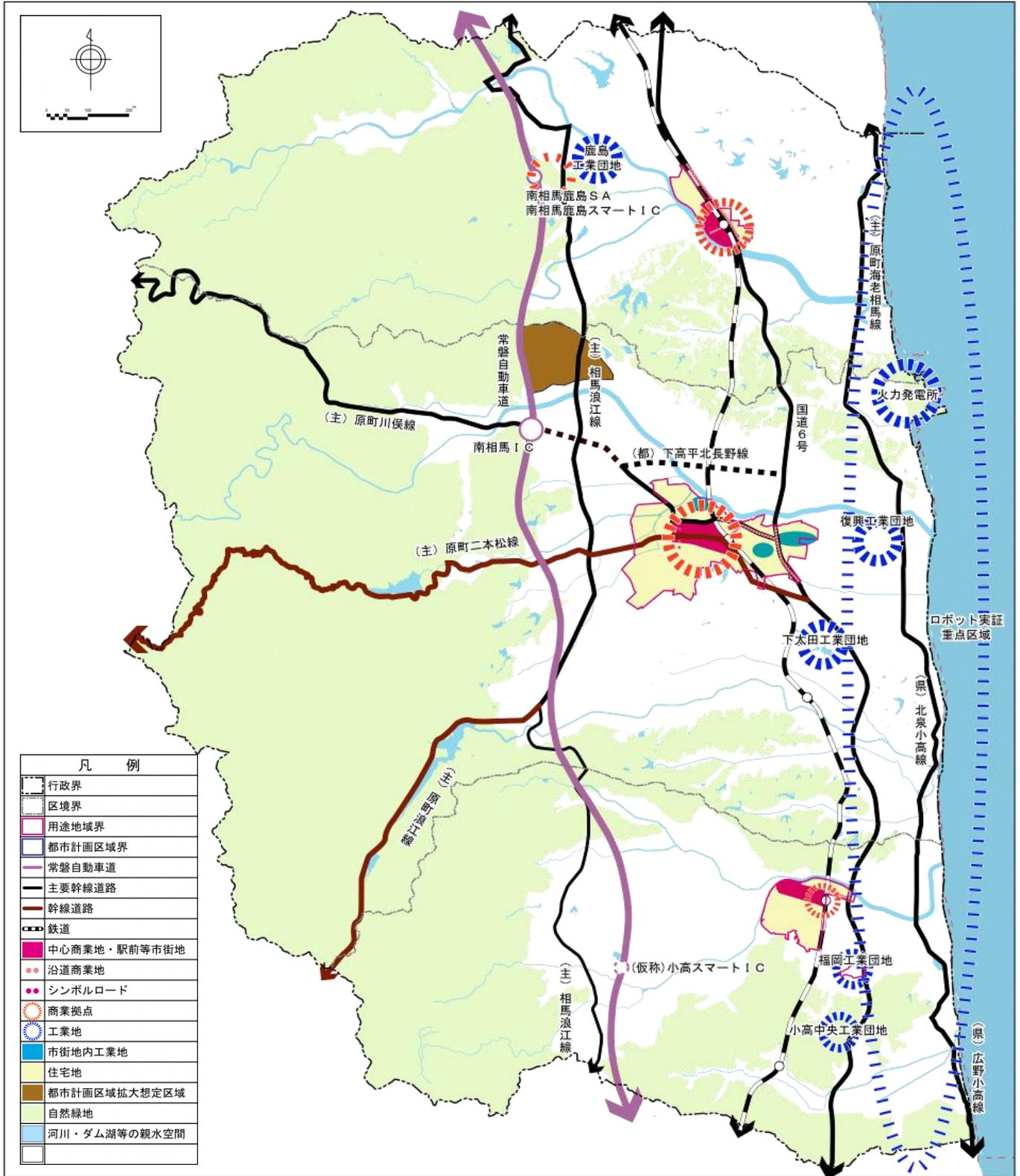
33

34

35

36

37



## (2) 市街地の土地利用の方針

### ① 用途転換、用途純化または用途の複合化に関する方針

日常生活の基盤となる各区の用途地域が指定されている区域は、住宅、商業及び工業等計画的な土地利用の誘導を目指し、低・未利用地の積極的な整備を促進します。また、各区の中心地区のうち、復興まちづくりの動きを踏まえた土地利用方針を検討し、復興に向けた土地利用意向と用途地域の制限が一致しない地区については用途地域のあり方を検討します。

○原町区小川町の工場跡地は、誘致企業が撤退し、周辺の低層住宅地と一体的な土地利用に転換されていることから、住居系用途地域に見直しを行います。

○復興まちづくりに伴う土地利用の変化を踏まえ、今後の土地利用の方針に対応した用途地域の見直しの検討を行います。なお、小高区については、本計画と並行して復興まちづくりの検討が行われているため、当計画と整合を図りながら見直しの検討を行います。

等

### ② 都市内の緑地または都市の風致の維持に関する方針

都市内の緑地は、豊かな生活を育む景観や環境を形成しており、魅力ある地域づくりに向けた観光・レクリエーションの拠点として整備・保全を図ります。

○市域西部の阿武隈高地に位置する高の倉ダム及び横川ダム周辺や、市街地に沿って流れる新田川、太田川、真野川、小高川は、市街地に隣接する重要な緑地であり、今後とも保全を図るとともに、身近な水辺空間としての整備・活用を図ります。

○東ヶ丘公園は、市街地に近接した地域の広域的な公園として整備を促進するとともに、道路緑化や河川の活用による緑のネットワークの形成を推進します。

○市街地に残された樹林地や社寺境内の緑地、小高神社周辺などは、都市に潤いを与える貴重な緑地として、今後とも積極的に保全していくものとします。また、身近な歴史的空間や、都市の特徴を表すオープンスペースとして、馬事公苑、北泉海浜総合公園、桜平山公園等の整備・活用を図ります。

## (3) 市街地以外の土地利用の方針

### ① 優良な農地との健全な調和に関する方針

市街地の周辺を取り囲む優良な農地等は、食料等の安定的供給のための生産の場であるとともに、緑豊かな空間の提供による保健的、教育的機能など多面的機能を有していることから、これらの優良な農地は原則として無秩序な市街地拡大を抑制し、都市的土地利用との調和を図りながら、今後とも保全、活用していきます。

- 高生産性農業の展開に必要な生産基盤を整備するとともに、効率的な営農や食料自給率の向上に資する農地を積極的に保全します。
- 大区画ほ場整備等を実施することにより、意欲のある担い手へ農地を集約し、地域の基幹産業としての復興を図ります。
- 将来の農業生産を担う経営体の育成を図り、収益性の高い農業を展開します。
- 美しい田園景観は都市環境を形成する要素のひとつであり、山林や集落地と一体的な里山景観として位置付け、適切な保全を図ります。
- 被災した農地等は、地球環境負荷の少ない「再生可能エネルギー」施設として効率的な利用を図ります。

### ② 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

本市は、阿武隈高地に連なる丘陵地や太平洋を望む海岸線を有しています。また、これらを結ぶ河川など、レクリエーションの場、安らぎの場、水源のかん養など多様な機能を担う自然を有しており、今後とも都市機能を支える空間として保全を図ります。

- 阿武隈高地に連なる丘陵地や市街地に近接する里山に自然環境保全地域が指定されており、市街地に潤いを与える身近な自然とし地域の自然資源を継承し積極的にその保全・再生を図り、さらなる質の向上に努めます。

### ③ 計画的な土地利用の実現に関する方針

用途地域外の集落、農地、山林等は、無秩序な開発の防止を図るとともに、農林業の健全な発展との調和等を図りながら、その環境の維持、保全を図ります。

- 常磐自動車道の整備インパクトを活かし、必要な都市計画の見直しを進めるとともに、広域交通の利便性の高い恵まれた立地条件を十分に活用しながら、工業・流通施設の誘導を図ります。
- 用途地域に隣接する地区のうち、震災の被災者の居住地の確保や産業地の再編などの開発動向を踏まえながら、農林業の健全な発展と調和を図ります。

## 2. 都市施設の整備の方針

### (1) 交通施設整備の方針

交通施設は、人、もの、情報などの流動だけでなく、将来の土地利用の誘導や良好な居住環境の形成を支援するとともに、環境にやさしい都市づくりに向けて非常に重要な役割を果たす都市施設です。

このような機能や役割を活かすことができるように、交通施設整備の方針を以下のように定めます。

#### ① 道路

道路は、安全で円滑な都市活動を支える交通施設であるとともに、市街地の区分や土地利用の誘導、下水道等の都市施設を収容する公共空間、防災及び都市の景観構成の要素となるオープンスペース等の機能を有しています。

本市では、広域高速交通ネットワークの形成により広域的な連携を確保するとともに、市街地の利便性、安全性等の都市環境の向上に向けて以下のように道路網を配置し、その整備を進めます。また、長期間未着手となっている都市計画道路については、「福島県長期未着手都市計画道路見直しガイドライン（平成 18 年 3 月）」に基づき、見直しを検討します。

#### 1) 高規格幹線道路

##### ○整備方針

- 常磐自動車道は、首都圏及び仙台圏を連絡し太平洋沿岸の国土軸として位置付けられる広域路線であり、高規格幹線道路と位置付け、広域高速交通ネットワークの形成による広域的な連携を確保するとともに多車線化や(仮称)小高スマートICの整備を促進します。

○高規格幹線道路：常磐自動車道

【将来ネットワークのイメージ】



○仙台～東京間でダブルのネットワークを形成

資料：NEXCO 東日本 HP

## 2) 主要幹線道路

### ○整備方針

- 主要幹線道路は、全体交通量のうち、通過交通がおおむね半数以上を占め、比較的長い区間を移動する自動車交通を処理する役割を担っています。また、常磐自動車道への連絡や、観光目的の交通などに対応する路線として重要な役割を担っています。
- このような通過交通を円滑に処理するとともに、市街地内の交通流動を確保するため下記の路線を主要幹線道路に位置付け、交通の集中する国道 6 号の多車線化などの整備を促進します。

### ○主要幹線道路

#### 南北方向

- ・国道 6 号
- ・主要地方道相馬浪江線
- ・浜街道（（主）原町海老相馬線、（一）北泉小高線、（一）広野小高線）

#### 東西方向

- ・主要地方道原町川俣線  
（（都）旭町信田沢線、（都）東原牛越線、（都）東原渋佐線）
- ・都市計画道路下高平北長野線

## 3) 幹線道路

### ○整備方針

- 常磐自動車道 I C へのアクセスを強化するとともに、主要幹線道路を補完し、広域交通の利便性の向上及び各区の市街地間相互の連携の強化を図ります。
- 道路の安全性・快適性・防災性の向上を図るため、交通安全施設の整備や、バリアフリー化の促進などの交通弱者等への対応を図るとともに、良好な沿道環境の保全・創出を図ります。

### ○幹線道路

#### 原町区

- ・主要地方道原町海老相馬線（（都）駅裏高田線）
- ・主要地方道原町二本松線（（都）駅前押釜線）
- ・主要地方道原町浪江線（（都）夜の森前大木戸線）
- ・一般県道浪江鹿島線（（都）上太田上北高平線）
- ・一般県道小浜字町線（（都）駅前北原線）
- ・一般県道下渋佐南新田線
- ・都市計画道路環状 1 号線
- ・都市計画道路駅裏桜井線
- ・市道陣ヶ崎北原線（産業道路）
- ・市道原町高倉線

#### 鹿島区

- ・浪江鹿島線（（都）江垂茂手線）
- ・一般県道南海老鹿島線
- ・一般県道烏崎江垂線
- ・一般県道草野大倉鹿島線
- ・一般県道大芦鹿島線、鹿島停車場線（（都）駅前寺内線）
- ・一般県道鹿島日下石線
- ・都市計画道路岩妻茂手線
- ・市道中 1-11 号線

#### 小高区

- ・一般県道浪江鹿島線（（都）大井門前線、（都）東町岡田線）
- ・一般県道中ノ内小高線
- ・一般県道幾世橋小高線
- ・一般県道小高停車場線（（都）駅前上町線）
- ・一般県道北泉小高線（（都）大井門前線）
- ・市道片草菖蒲沢線

## 4) 駅前広場

### ○整備方針

- 駅前広場は、鉄道利用者のバス・タクシー等の乗り換えなど、ターミナル交通を処理する交通結節機能を有しています。また、人々が憩い・集い・語らう場としての交流機能を有しています。
- 駅前広場を都市計画決定している原ノ町駅、小高駅とともに、鹿島駅については、各区の玄関口として、都市を印象づける「顔」としてのシンボル性、オープンスペースとしての役割を活かした、にぎわいの創出にも配慮した整備を進めます。

### 【駅前広場の都市計画決定状況】

駅名	鉄道名	駅前広場面積(m <sup>2</sup> )		計画決定年月日
		計画	供用	
原ノ町駅(東口)	JR常磐線	3,000	2,300	S23.11.8
〃(西口)		4,000	0	S33.3.31
小高駅	JR常磐線	4,500	4,500	S41.1.22
		11,500	6,800	(59.1%)

資料：福島県都市計画年報（平成28年3月末現在）



## 2) バス等の公共交通サービス

### ○整備方針

- 震災以降の全面運休から路線バスの一部の運行を再開するとともに、仮設住宅巡回バスや一時帰宅ジャンボタクシーといった被災者移動支援サービス、福島方面や仙台方面への広域バスが新たに運行を開始しています。
- 公共交通サービスを提供する交通事業者をはじめ、サービスを受ける利用者、公共交通と地域活動に関連する商業施設や医療施設など、行政と様々な主体が協力・連携し、南相馬市地域公共交通網形成計画と整合を図り、地域一体となった持続的な公共交通システムの構築を目指します。

#### ○バスサービス

民間路線バス  
時代に即した新たな公共交通システム  
高速バス

### 【公共交通網形成計画】

#### 基本理念：『公共交通再建からまちづくりと連携した取り組みへのステップアップ』

- ・ 既存の鉄道・バス・タクシー事業者が持つリソースを最大限に活用し、官民協働による新たな移動手段の確保に努めます。
- ・ 南相馬市の復興・発展へ向けて、市民の生活環境の変化に対応した全市的・段階的な公共交通網の整備に努めます。
- ・ 持続可能な公共交通実現へ向けて、利用意識の変化を促すモビリティ・マネジメントを推進し、みんなで支える仕組みを構築します。

#### ◆基本方針1

##### 『市内軸と広域軸の有機的ネットワーク整備』

- ① 市内の日常のおでかけをサポートする3区の主要コミュニティ・主要施設をカバーする市内軸の整備を図ります。
- ② 福島・仙台・首都圏の双方向の移動ニーズに対応した広域軸の整備を図ります。
- ③ 市内軸を補完する面的サービス導入を検討し交通空白地をカバーします。
- ④ 市内軸と広域軸の結節点において、公共交通のみならず、マイカー等の複数交通モードを円滑につなぐ乗継環境の整備を図ります。

#### ◆基本方針2

##### 『市民や転入者、来訪者にわかりやすい情報提供、利用環境の整備』

- ① 公共交通を利用してこなかった市民意識をはじめ、今後の転入者、市外からの来訪者にわかりやすい情報提供を図ります。
- ② 快適に利用できる車両、乗降場所、情報提供システム等の整備を図ります。

#### ◆基本方針3

##### 『おでかけと公共交通利用のきっかけづくり、持続可能な仕組みづくり』

- ① 公共交通の利用意識の変化を促し、公共交通利用のきっかけづくり、外出目的を作り出す取り組みを展開します。
- ② 公共交通とまちづくりが連携し、社会活動が活発化するアイデアを官民協働で実行へ移す仕組みづくりを構築します。



## (2) 下水道・河川整備の方針

下水道は、公共用水域の水質を保全し、優れた環境を保全する機能や、豪雨時における防災機能など、日常生活に欠かせない機能を有する重要な都市施設です。また、河川は治水機能の他、市民に潤いをもたらす多面的な機能を有しています。

こうした機能・役割を踏まえ、その整備の基本方針を次のように定めます。

### ○下水道

#### ○整備方針

- 生活排水処理は、公共下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽について、効率的・効果的な整備を推進します。
- 老朽化した施設や耐用年数を経過した施設の改築・更新を行うとともに、下水道施設の耐震化事業を推進します。
- 原町区中心部における浸水被害を防ぐため、大木戸周辺地区の雨水対策を推進します。また、小高区の雨水施設については引き続き適正な改築・更新を行います。

【原町第一下水処理場】



【鹿島浄化センター】



【小高下水処理場】



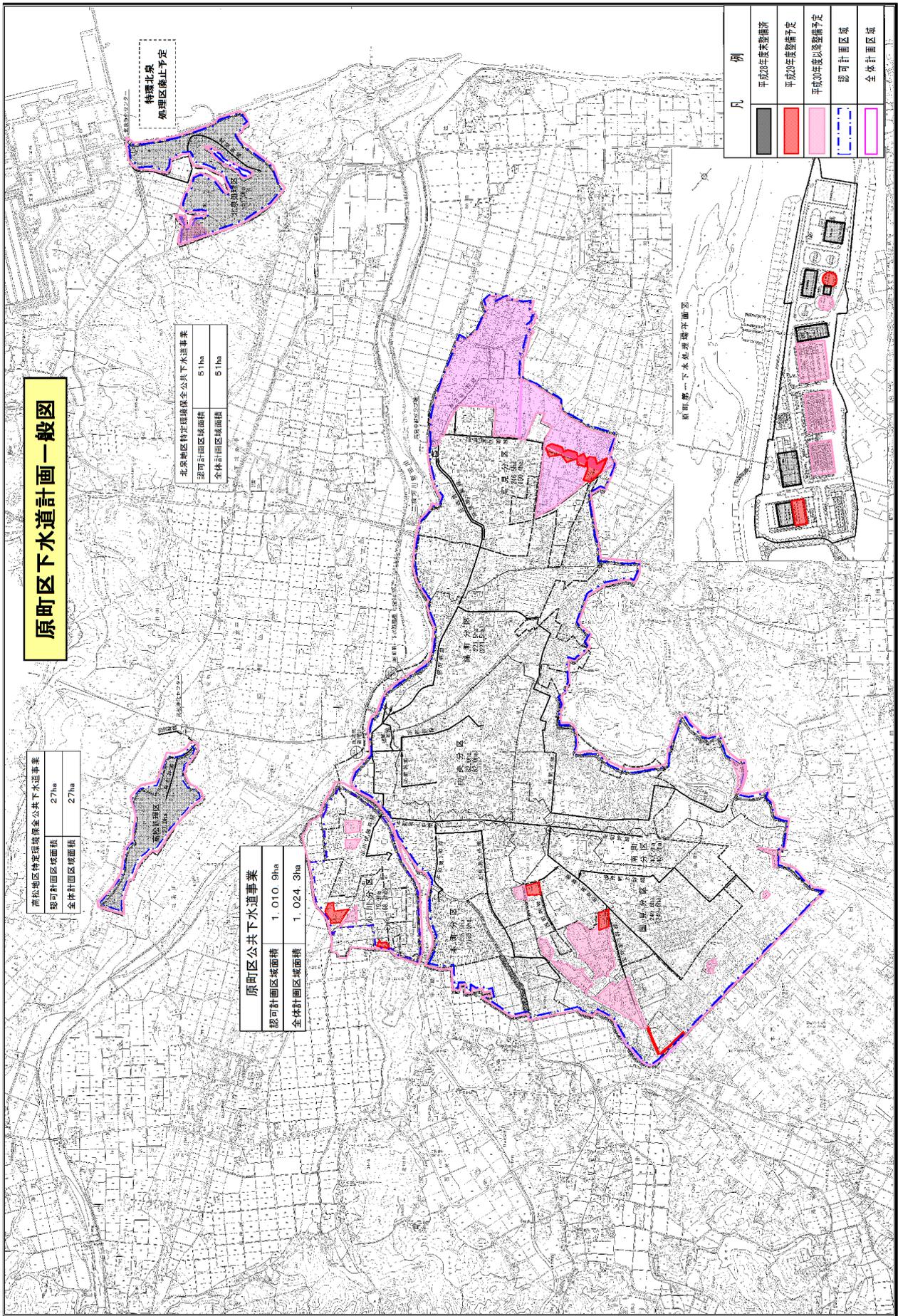
### ○河川

#### ○整備方針

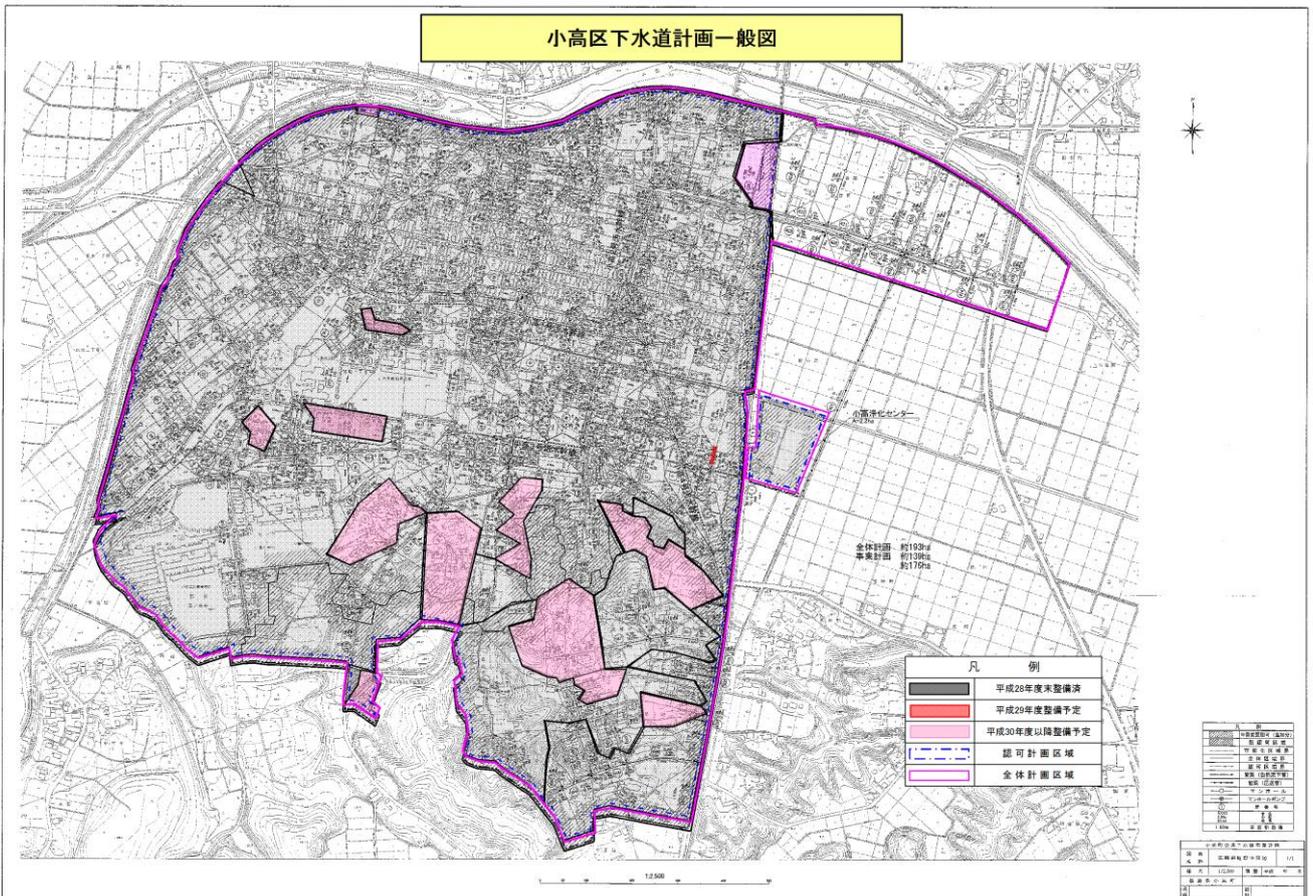
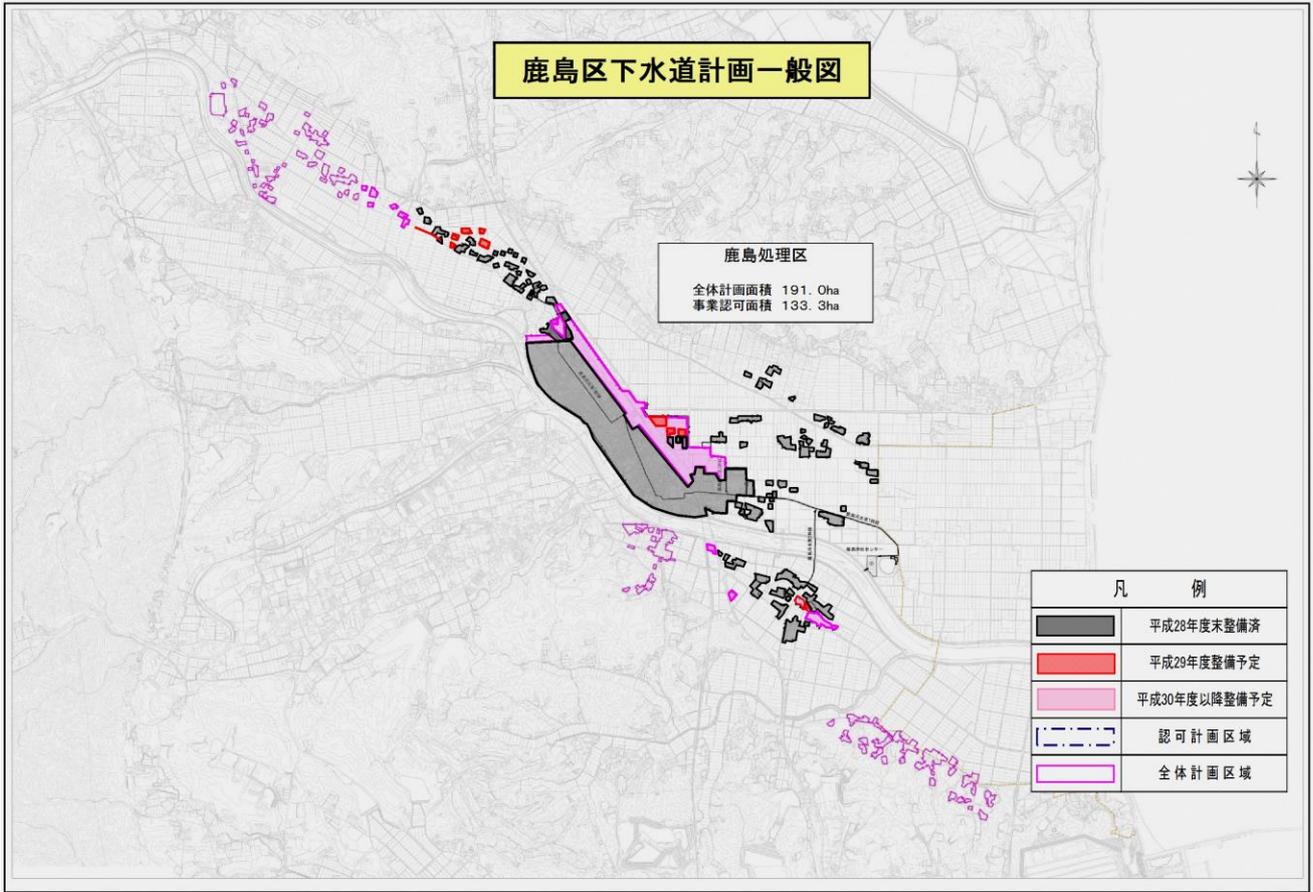
- 災害発生の危険性等を総合的に判断しながら、主要河川の未改修区間の整備を促進します。
- 市街地内における雨水排水施設の整備を推進します。
- 主要河川の沿川は身近な水辺空間として、休養・レクリエーション機能の充実や緑化等を推進し、景観や親水性の高い潤いのある整備を働きかけます。

# 下水道施設の整備の方針 位置図

## 原町区下水道計画一般図



1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39  
40



### (3) その他の都市施設整備の方針

本市は、その他の都市施設として汚物処理場、ごみ焼却場及び火葬場を都市計画決定しており、効率的、効果的な処理を行っています。

今後とも、都市施設の都市計画決定に基づき、計画的な維持管理と必要な整備、改修を図ります。

#### 1) 汚物処理場（し尿処理場）

##### ○整備方針

- 汚物処理場の都市計画決定状況は次のとおり、既に整備済みとなっていることから、引き続き効率的・効果的な活用と適正な維持管理を図ります。

名称	位置	計画面積 (㎡)	当初決定 年月日	最終変更 年月日	供用面積 (㎡)	整備率 供用/計画 ×100(%)
糞浄化センター	南相馬市原町区雫字権 現下	15,400	S51.01.24	H02.11.01	15,400	100.0

資料：福島県都市計画年報（H28.3.31時点）

#### 2) ごみ焼却場

##### ○整備方針

- ごみ焼却場の都市計画決定状況は次のとおり、計画処理能力に対応した稼働がなされており、引き続き効率的・効果的な活用と適正な維持管理を図るとともに、将来の新施設の建設に向けた検討を行います。



名称	位置	計画面積 (㎡)	当初決定年 月日	最終変更年 月日	供用面積 (㎡)	整備率 供用/計画 ×100(%)
クリーン原町セ ンター	南相馬市原町区上北高 平字東高松	43,000	S48.03.16	S60.10.24	41,900	97.4

資料：福島県都市計画年報（H28.3.31時点）

#### 3) 火葬場等

##### ○整備方針

- 火葬場の都市計画決定状況は次のとおり、ごみ焼却場同様に計画処理能力に対応した稼働がなされており、引き続き効率的・効果的な活用と適正な維持管理を図ります。

名称	位置	計画面積 (㎡)	当初決定年 月日	最終変更年 月日	供用面積 (㎡)	整備率 供用/計画 ×100(%)
原町斎場	南相馬市原町区上北 高平字東高松	13,000	S55.10.21	-	12,700	97.7

出典：福島県都市計画年報（H28.3.31時点）

## 4) 公営住宅

### ○整備方針

- 国及び県計画に即して、住宅セーフティネットの確保を推進しつつ、健全な住宅市場を整備します。
- 自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動と調和した魅力ある地域特性を活かしながら、市民の住生活の「質」の向上や地域性を踏まえた良好な居住環境の形成を目指します。
- 地域の多様な環境や条件に応じ、その特徴や環境に配慮した住まいづくり、それぞれのライフスタイルに対応した住まいづくり、安全・安心な住まいづくりを確保していくため、次の基本目標のもと住宅施策を展開します。



●市営住宅北長野団地

### 【住宅施策の基本目標と基本方針】

**基本目標：『安全と潤いのある機能的なまちづくり』**

#### 住宅政策の基本方針

##### ○基本方針1：住み続けられる快適な住まいづくり

- 1) 住まいのセーフティネットの構築
- 2) 子育てしやすい住まいづくり
- 3) 空き家等の有効活用
- 4) 良質な住宅ストックの形成
- 5) 環境にやさしい住生活の普及

##### ○基本方針2：安全で安心な住まいとまちづくり

- 1) 高齢者など誰もが住みやすい住宅の普及
- 2) 災害に強い住まいづくり
- 3) 防犯性の高い住宅市街地の形成

##### ○基本方針3：ニーズに応じた住宅市場づくりと地域づくり

- 1) 中心市街地の活性化に資する街なか居住の推進
- 2) ライフスタイル・ライフステージに対応した住宅市場の誘導
- 3) 地域づくりに資する住まいづくり

出典：南相馬市市営住宅ストック（既存保有）総合活用計画

- また、ストック計画に基づき老朽化した住宅や被災した住宅の用途廃止を進め、適正な戸数の管理に努めます。
- なお、沿岸部の防潮・防災施設の整備に伴い、災害危険区域等の土地利用規制の見直し等、計画条件の変更が生じた場合は、市営住宅ストック総合活用計画の見直しを行い、適正な住宅整備を進めます。

# 3. 都市環境形成の方針

## (1) 公園・緑地の保全、整備の方針

阿武隈高地の斜面緑地から平坦地、さらに太平洋へ続く地形や、西側の丘陵から海に向けて河川が流れ、その流域の農地によって自然的環境が構成されています。

また、東ヶ丘公園は相馬野馬追の祭場として、観光レクリエーション拠点を形成しており、優れた自然環境や公園・緑地等は多くの人々の生活面や精神面等において重要な役割を果たしていることから、今後ともこの良好な自然環境の保全、整備を図る必要があります。

こうした機能・役割を踏まえ、公園・緑地が有する環境保全、レクリエーションの系統別の視点から、その整備の基本方針を次のように定めます。

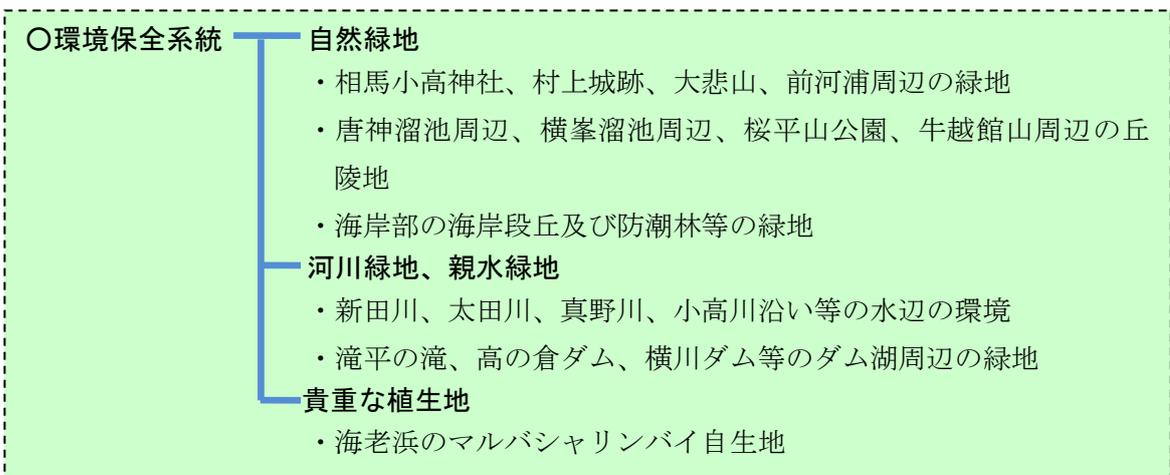
### ① 環境保全系統

#### ○整備方針

- 樹林地や河川については、今後とも都市の自然環境の根幹をなす緑地として、保全します。特に、阿武隈高地に連なる緑地は、水源のかん養、斜面崩壊防止等の市土保全に寄与しており、今後とも自然環境を保全します。
- 海岸部の海岸段丘及び防潮林の保全を図るとともに、必要な河川改修にあたっては、自然環境との保全・調和を図りながら、計画的な整備を促進します。



● 滝平の滝



## ② レクリエーション系統

### ○整備方針

- 身近なレクリエーションに資する公園として住区基幹公園を位置付け、誘致圏、都市防災機能、生活環境保全機能等を考慮しながら配置します。
- 都市基幹公園は、レクリエーション拠点として機能の拡充を図ります。また、住民が水辺に親しむ水辺空間の総合的な整備を進めるとともに、新たにスポーツレクリエーションの拠点となる公園等の整備に努めます。
- 相双地域を代表する相馬野馬追の祭場地や古代からの生活を象徴する貝塚等の歴史公園など、歴史・文化の伝承とともに、都市近郊に残された里山の自然や水とふれあうことのできるダム湖周辺等の公園や緑地等の維持、整備に努めます。

### ○レクリエーション系統

#### 住区基幹公園

- ・ 近隣公園：夜の森公園、桜平山公園
- ・ 街区公園：原町区—18カ所  
鹿島区—3カ所  
小高区—1カ所

#### 都市基幹公園、その他の都市公園や寺社等のオープンスペース

- ・ 都市基幹公園：北泉海浜総合公園、原町運動公園、東ヶ丘公園、原町陣ヶ崎公園（墓地公園）
- ・ 都市公園等：村上海浜公園、メモリアルパーク（震災被害の教訓や内容を後世に伝える公園）
- ・ 歴史資源等：大悲山の石仏、真野古墳群、横手古墳群、村上城跡、相馬小高神社、旧武山家住宅、桜井古墳公園、浦尻貝塚史跡公園、泉官衙史跡公園等
- ・ 自然資源等：滝平の滝、高の倉ダム、横川ダムのダム湖周辺、新田川、太田川、真野川、小高川沿い等の水辺環境

#### 緑のネットワークを形成する公園・緑地

- ・ 小高川、真野川、新田川、太田川等の主要な河川の水辺
- ・ 河川沿いの桜づつみ散策路



●相馬小高神社



●旧武山家住宅



●南相馬市博物館  
(東ヶ丘公園内)



●大悲山の石仏

## 1 (2) 都市景観の保全・形成の方針

2 本市の自然、歴史などの特徴を活かした景観の保全・形成の基本方針を次のように定め  
3 ます。

### 4 ① 市街地景観

#### 5 ○整備方針

- 6 ● 地域の歴史を象徴し、地域の景観の一部として存在してきた歴史的建造物を維持、  
7 保全し、良好な景観が生み出す観光資源として活用します
- 8 ● 相馬野馬追のメインルートや、中心市街地の骨格軸となる道路をシンボルロードと  
9 位置付け、統一的なイメージによる建築物の誘導や道路境界部分の緑地スペースの  
10 確保など、通りや街区の景観の質を高める市街地景観の形成を促進します。

#### 11 ○市街地景観 — シンボルロードの形成

- 12 ・一般県道小浜字町線（都）駅前押釜線）
- 13 ・一般県道浪江鹿島線（都）上太田上北高平線）



23

24

25

26

27

28

29

30

## ② 自然・歴史・文化景観

### ○整備方針

- 河川の水辺環境や山林、丘陵地、海岸の特徴ある景観を活かし、今後とも保全します。
- 豊かな自然、歴史及び文化に培われてきた景観について、神社、城趾等の歴史・文化資源の保全を図るとともに、周辺地区の環境整備や修景の整備を図り、相馬文化発祥の地としてふさわしい景観形成に努めます。

### ○自然・歴史・文化景観

#### 都市に潤いをもたらす水辺景観の保全

- ・ 小高川、真野川、新田川、太田川等の水辺景観

#### ふるさとの自然景観の保全

- ・ 山並み景観
- ・ マルバシヤリンバイ自生地、海岸部の松などの植生
- ・ 田園景観

#### 歴史・文化資源を活用した都市景観の形成

- ・ 真野古墳群、横手古墳群、相馬小高神社、旧武山家住宅、桜井古墳公園、浦尻貝塚史跡公園、泉官衙史跡公園等



●新田川沿いの桜づつみ

1

## □都市環境形成の方針 位置図

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

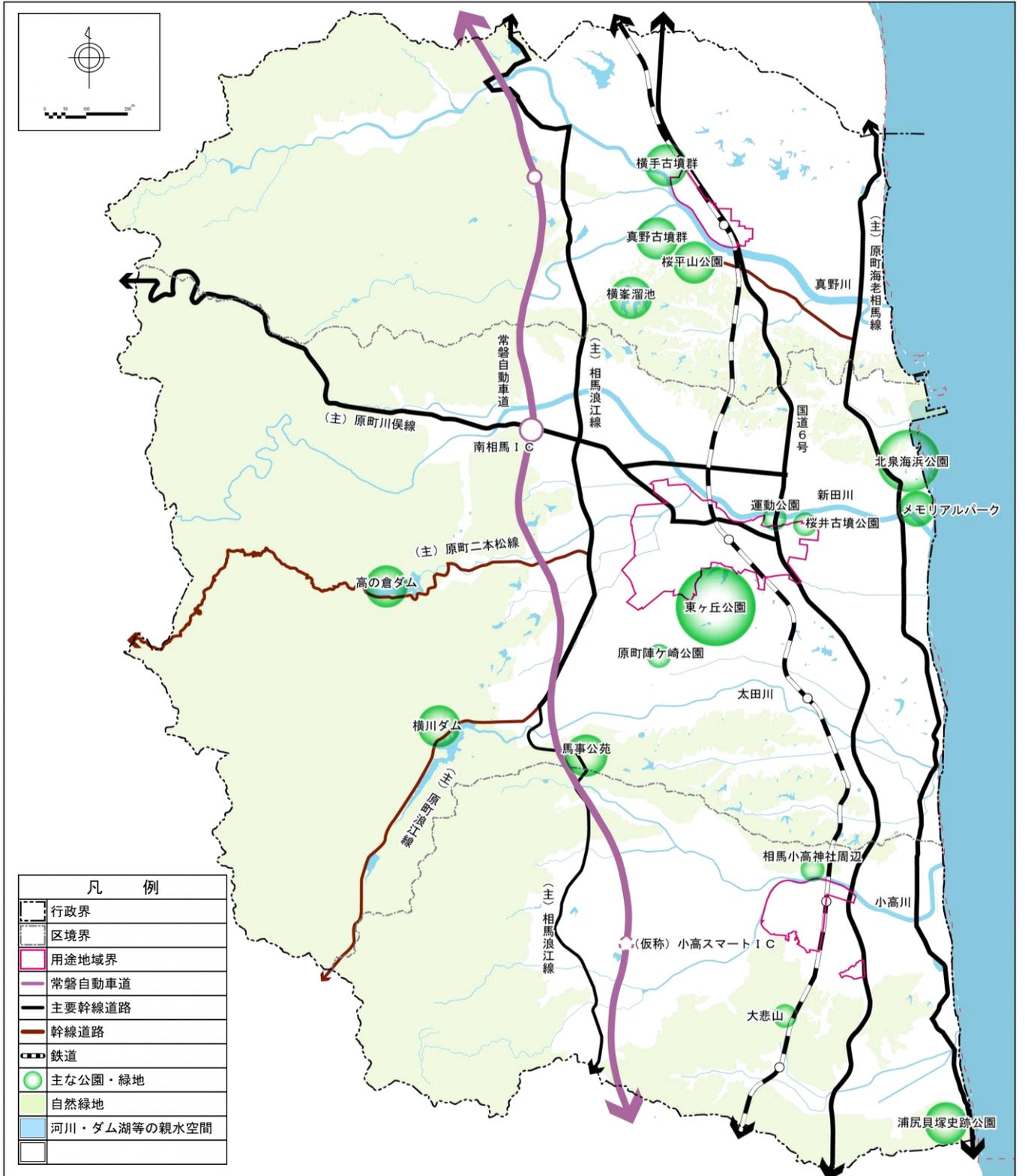
30

31

32

33

34



35

36

## 4. 生活関連施設の方針

人口減少、少子高齢化が進行する中、地方都市の市街地の低密度化の進行に伴い、全国的に日常生活に必要な医療、福祉、商業等の都市機能の喪失や財政状況の悪化等が予測されており、特に、東日本大震災により被災した東北地方沿岸部の都市では、加速度的に進行することが懸念されています。

地域における多様な支援ニーズに的確に対応していくためには、高齢、障がい等の個人や地域が抱える様々な分野にまたがった課題に対して包括的に支援することができる「地域共生社会」の実現が必要となってきました。

このため、都市全体の居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地や、行政・住民・民間が協働しながら、公共交通と連携したコンパクトなまちづくりを推進します。

### ○公共施設の利便性の向上に関する方針

- ・医療・福祉・商業等の様々な都市機能を集約し、歩いて利用できるコンパクトなまちづくりを進め、公共施設の利便性の高い効率的な土地利用の誘導に取り組みます。

### ○生活利便性の向上に関する方針

- ・居住機能は、公共交通利便性の高いエリアに誘導します。  
医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム（おおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域）」の構築に取り組みます。

### ○健康の向上に関する方針

- ・通勤、通学、普段の買い物のため「歩きやすい」環境をつくり、歩くことが習慣付けられる施設の配置や街並みの形成を目指します。

### ○安全・安心の向上に関する方針

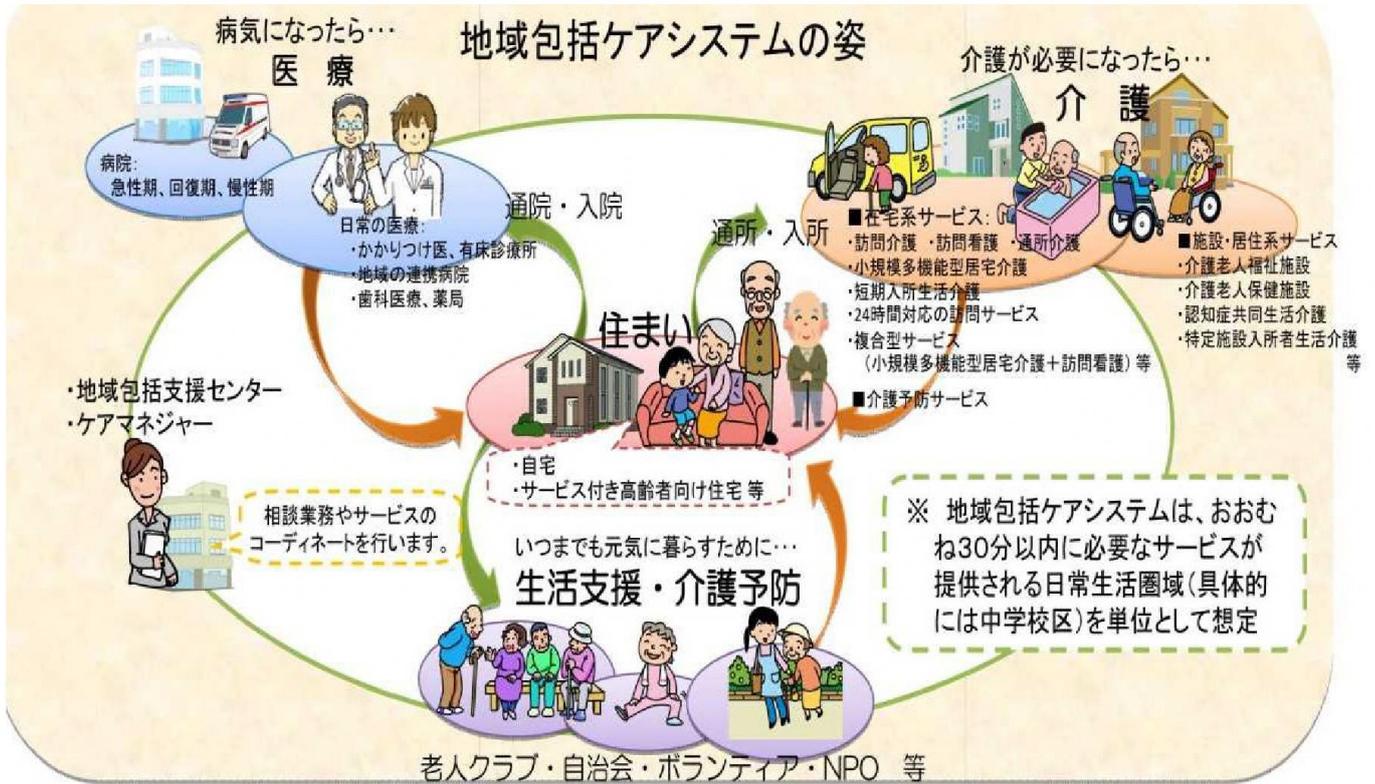
- ・商業、娯楽、文化、教育等の様々な施設にアクセスする道路等のバリアフリー化を進め、誰もが安心して通行できる住環境の形成を目指します。

### ○防犯の向上に関する方針

- ・多くの人が集まる公共の場所においては、防犯カメラ等の設置を検討し、防犯性の高い環境の形成を目指します。



【地域包括ケアシステムのイメージ】



出典：コンパクトシティの形成に向けて（国土交通省HP）



## ② 都市防災の方針

### ○整備方針

- 自然的災害防止・緩和に資する緑地として、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害危険箇所、保安林等を積極的に保全します。
- 住民の避難及び支援物資等の輸送に対応する道路や狭あいな道路を整備し、避難路の確保に努めます。
- 災害時における避難拠点として防災機能を有する公園等の配置を検討するとともに、その他の公共施設緑地等との連携により、災害時の安全性を確保します。
- 密集市街地での火災時における延焼防止機能を持つ樹林地及びオープンスペースとしての河川の保全を図ります。
- 崖崩れを未然に防止するため、斜面周辺の緑地を保全するとともに、自然環境と調和する整備を推進します。
- 防災拠点となる南相馬市消防・防災センターにおいて、市民の防災意識の向上や知識の習得等、また消防・防災体験コーナーを活用し、防災教育の充実を図ります。

#### ○都市防災系統

##### 自然的災害の防止や緩和に資する緑地

- ・ 砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害危険箇所、保安林等の指定区域を積極的に保全します。

##### 災害時における避難拠点

- ・ 市役所、区役所等をはじめとする公共施設の中核機能や防災性能の強化を図ります。
- ・ 各地区の防災拠点となる住区基幹公園及び都市基幹公園は、避難地として整備を推進します。